

ノルウェーの初等中等教育行政・学校管理制度

発表要旨

北川 邦一

(大手前大学社会文化学部)

はじめに

ノルウェーの学校教育行政・管理権限分担の基本

10年制基礎学校教育はコミューネ

高等学校教育・後期中等教育は県コミューネ

大学・高等教育は国

cf. : 社会科教科書・本発表資料・29頁下3行

法的根拠： 、 については「教育法」

は Lov av 2, mai 1995 nr. 22 om universiteter og høyskoler

改正：1999年6月25日、法律48号)

ただし、初等中等学校教育内容に関しては、教育法第2-4章

教員に関しては 同法 第10章

等に基づき

教会教育研究省KUFによって、国定カリキュラムの制定、教員資格など国が関与

発表要旨 ノルウェーの初等中途教育に関する政治決定・行政・学校管理は

[A]参加型民主主義の教育行政、学校管理を原則としているが、

[B]その実施は、状況に合わせて融通の利く組織・方法に拠っている。

[C]しかし、若干の疑問ないし今後留意して考察してゆきたい諸問題も感じられる。

(1)基礎学校の協同委員会(資料1頁下)

代表参加構成 教員2、その他の職員1、

父母2、生徒2(第5-7学年性も含む)

コミューネ1

学校に関するあらゆる意見表明権(実質は決定権に近い)

コミューネによってこの委員会を管理機関に指定可能

コミューネ法§11 企業、施設等の理事会 資料9-10頁

各学級の全生徒で構成する「学級(評議)会」を授業時間に組み込んで生徒参加の実質を保障

(2)高等学校の学校委員会(資料2頁)

構成：職員、県代表、高校生代表2

、 は基礎学校と同様

学級活動・生徒会活動についてKUFは手引き書をつくって奨励

(3)職業実習については教育法第12章で規定。(資料3-5頁)

県レベルでの職業実習委員会の実例 資料19-21頁。

実習生代表が参加

(4)コミューネの政治・行政

政治の一般的組織 社会科教科書・資料27頁

行政の一般的組織 同 24頁

財政のベルゲンの例。 同 25頁

ハルデンの教育行政。 資料14頁

(同頁中頃)「教育及び青少年委員会」への教職員組合代表、父母代表の招集
クラブ町(資料12-13頁)

難民受け入れ、Kontrolutvalget、rødmann(助役=町行政機関のトップ)の任命

(5) 県コミュニエの政治・行政機構

ウストフォル県 資料 15 頁。 教育委員会 utdanningskommiteen。
教育部 divisjonutdanning

スール・トロンデラグ県 17 頁 教育(主要)委員会(生徒代表参加)
教育部

ムーレ・オグ・ロムスダール県 資料 29 頁

(6) コミュニエ政治・行政と民主主義についての教科書記述 資料 23-30 頁

特に 子ども・生徒の観点からの教科書記述。

23 頁導入部。

25 頁 (5) (7) チョーメの子ども道 (Barnetråkk 。
tråkk:fr:va-et-vien, allé-et-venues)。

コミュニエ会議の記述の臨場感 資料 27-28 頁

(7) 父母生徒参加活動例 (A) ロフスルード中学校父母評議会活動 (1997 年 9 月聞き取り)

この学校の父母評議会執行委員会は 19 名で構成。議事録を毎回出している。父母評議会は、年に 3 回、学校が召集。父母評議会執行委員会は毎月第 1 火曜夕方に約 2 時間開催。決定を文書や電話で各親に伝えている。それ以外にも特別の会議や親との連絡。

父母評議会の活動内容:) 放課後、子どもが望ましくないことを防ぐ対策、
教育に関する政治・政策の学習・検討 体育館の設置推進の 3 課題にとり組んでいる。

) 道を調べて交通事故対策を考えた。) 5 月 17 日の憲法記念日には学校に生徒を集めて朝食を振る舞いそれからパレードに参加させた。) 地域に 13 歳~22 歳の青年が参加する青年クラブの活動を補導。夜 9 時~12 時 30 分、当番で見守る。) 教育政治・政策に関しては、97 年改革を検討して学習指導要領が変わり、親の機関の権限が拡大したことが判ったので、それに関する意見を出した。) 学校の文化祭で職員と協力して 97 年 4 月 17 日(木曜日)の午後、12 の文化圏にまとめて、出店、料理、音楽、展示などで、それぞれの出身国・地域の文化を紹介。約 1000 人が集まり大成功。) 政治家に働きかけて通学に必要なバスを増発させた。) 体育館の設置。法で設置が義務づけられており、10 年間働きかけてきたのにできていなかった。父母評議会は怒って生徒のストライキをおこなった。始めは、1 カ月毎に 1 日、生徒を休ませた。これには 99% の親が賛成した。それでも体育館設置を約束しなかったら 2 カ月に 1 週間休ませるという方針を取った。2 回目も実行したら、2 回目にオスロ市教育部から手紙がきて、山の中に体育館を作ることが決まるとともに、500 万 NOK で仮設の体育館を作ってもらった。新しい体育館は、以前にあった山の中にあった体育館を改造してあと 14 日で完成する。これは他校と共用。

(B) ハルデン市リースム中学校生徒会昼休み校外外出要求。(99 年 9 月聞き取り)

前の学年が乱したことの結果として自分たちが昼休みにパンなどを買いに出来ないようにした措置は不当。 学校が禁止しても指導不十分で現に生徒が買いに出ている。認めてくれば生徒会でと番で決まりも守るようにする、という手紙を校長宛に出した。

(8) 疑問ないし考察留意点 職業科高校生徒会活動の継続性 経済効率性重視の学校統合? 「協調主義」conforism? 高校生の数学・理科学力 教員の複数教科担当、給与

関連既往発表

日本比較教育学会発表「ノルウェーの高等学校 現地視察を踏まえて」2001 年 6 月

日本教育学会発表「ノルウェーの 10 年制基礎学校教育課程 その原則と方針、各科目等教育内容・方法の特徴」2001 年 8 月 「ノルウェーの 10 年制基礎学校教育の原則と方針 わが国の教育課程改定方針との比較観点から」『日本教育政策学会年報』第 8 号 212-224 頁、2001 年 6 月 「ノルウェーの『基礎学校及び後期中等教育に関する法律』の解説・検討」『日本教育法学会年報』第 30 号 202-203 頁 2001 年 3 月。 「ノルウェーの学校教育(その 2) オスロの小、中学校調査を踏まえて」・大手前女子短期大学『研究集録』第 18 号・295-315 頁、1998 年。 「ノルウェーの学校教育 その概要、共通教育理念と後期中等教育制度」、大手前女子短期大学『研究集録』第 16 号・111-134 頁、1996 年。